

平成25年度 第3回見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 平成 26 年 2 月 21 日(金)午後 1 時 30 分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1号委員 齋藤 彰一
4. 報告事項
 - ①平成 25 年度見附市国民健康保険特別会計決算見込みについて
5. 審議事項
 - ①平成 26 年度見附市国民健康保険事業運営方針案及び事業計画案について
 - ②平成 26 年度見附市国民健康保険事業特別会計当初予算案について
6. 出席者
 - 1 号委員 齋藤彰一、平井喜美嗣、長谷川民子、高井ノブ子
 - 2 号委員 田崎哲也、山谷春喜、中島郁夫、速水孝和
 - 3 号委員 小川和男、岡村正男、今野輝男、平井富基夫
 - 4 号委員 五十嵐和久、駒野一隆、夏井 誠見附市 細川課長、早川係長、本田係長、星田主査
7. 欠席者 なし
8. 散会時間 午後 2 時 20 分
9. 会議概要
以下のとおり

岡村会長	<p>只今より、平成 25 年度第 3 回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。はじめに健康福祉課長より挨拶をいただきます。</p>
細川課長	<p>本日は、お忙しいところ見附市国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。また日頃より国保運営におきまして多大なるご理解ご尽力をいただきお礼申し上げます。見附市では 25 年度に保険税率の改定を行い運営しております。財政状況は、大変厳しい状況で、前回の会議では繰上充用による補てんなどを話させていただきましたが、現在のところ改定を行わずになんとか平成 26 年度の予算を組むことができました。国の動向などでも財政状況は大変厳しい状況に変わりありませんが、なんとか税率を上げずに運営できればと考えております。本日はお忙しいところ大変恐縮ですけど、方針等のご審議をよろしく願いいたします。</p>
岡村会長	<p>本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します。</p> <p>それではここで会議成立のご報告をいたします。本日の会議は、国保運営協議会の委員 15 名中、全委員の出席を頂いており、本協議会規則第 3 条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員には、1 号委員の齋藤委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次第「3の報告事項」に入ります。「① 国民健康保険特別会計決算見込みについて」事務局に説明を求めます。</p>
早川係長	<p>報告事項①平成 25 年度見附市国民健康保険特別会計決算見込みについて説明いたします。作成が平成 26 年 2 月 12 日現在となっております。そのなかで確定と表記されているのは見込みではなく確定値となっております。出納閉鎖までは約 3 ヶ月あることや、歳出の項目の保険給付費について、医療機関からの請求があと 2 回残っており、請求額によっては大きく変動する可能性があります。今までの実績の平均で算出しておりますのでご理解をよろしく願いいたします。確定しているのは、金額ベースで全体の 3～4 割しかありません。現段階の見込みでは、歳入から歳出を引きますと約 2,000 万円の黒字となりそうです。25 年度の税率の試算時において医療給付額を一人あたり 3%増として見込んでいましたが、約 2.5%増に留まる見込みであることが主な要因です。26 年度の税率ですが、今年度の決算におきまして、黒字額が大幅に悪化するようでしたら再度税率の改正を検討していく必要がありますが、現段階では税率の改正は行なわないで進めていきたいと考えています。以上で説明を終わります。</p>

岡村会長	<p>ただいまの報告について、委員の皆様でご質問はありませんか</p> <p>(質問なし)</p>
岡村会長	<p>ご質問がないようですので、次に、「4の審議」に移ります。1番の「平成26年度見附市国民健康保険事業運営方針案及び事業計画案」と2番の「平成26年度見附市国民健康保険事業特別会計当初予算案」について関連事項でございますので、一括で事務局の説明を求めます。</p>
早川係長	<p>1番の「平成26年度見附市国民健康保険事業運営方針案及び事業計画案」について説明いたします。4審議案①をご覧ください。国保を取り巻く環境ですが、景気は緩やかに回復していると直近の国の月例経済報告にあります。実態経済では実感を得ることはできない状況にあります。また、国保の構造的な問題がありまして、取り巻く環境は来年度も引き続き厳しいものと推測されます。そのなかで、国保世帯数と被保険者数は、平成26年1月末現在で5,505世帯、9,550人と年々減少しています。一方で一人あたりの医療費は、増加が見込まれています。国保の安定的な運営に資するため、1の財政安定化対策から6の広報活動までを重点に事業を進めていきたいと考えます。</p> <p>1の財政安定化対策ですが、平成25年度は、平成18年度以来7年ぶりとなる国保税率の引き上げを行ないました。26年度につきましては、さきほど報告で説明したとおり25年度の最終的な財政状況を勘案したうえで必要に応じて国保税率の改正を行ないたいと考えています。</p> <p>2の保険税の収納対策ですが、税務課で実施しております。現状の収納率を維持するために次の4つの収納対策を実施します。①は適正な滞納処分の実施です。②は滞納額が少額で完納が比較的容易である滞納者に対しては、収納強化期間を設けまして短期的な滞納整理を行ないます。③は口座振替の推進です。④は金融機関での納付のほかにコンビニエンスストアでの納付を実施しまして被保険者の利便性を高めていきます。収納率の数値目標ですが、1番から4番の対策を講じまして平成24年度実績からしますとほぼ横ばいではありますが現年度分96.50%、滞納繰越分17.20%とさせていただきます。</p> <p>3の適用の適正化対策ですが、①は資格関係の業務で平成26年度で制度自体は終了となりますが、引き続き、退職者医療制度の適用の徹底を図っていきます。②は日本年金機構との連携により被保険者資格喪失一覧表を活用しまして、資格の喪失手続きや加入の手続きを促していきます。③は所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行ないます。</p> <p>4の医療費適正化の推進ですが、①②はレセプトの点検を通じ、レセプトを基にした医療費の適正、財政効果を推し進めていきたいと考えます。③は点検技術の向上のため研修会への参加と県指導員の受け入れ、技術向上を図ります。④はレセプト点検から重複受診者を抽出し、同一疾病で複数の医療機関を</p>

受診されている方への訪問指導を実施します。⑤は医療費通知の実施です。⑥はジェネリック医薬品の差額通知を引き続き実施します。

5の保健事業の推進ですが、医療費の削減はもちろんですが、被保険者のみなさまが健康でいきいきと充実した生活が送れるよう実施します。内容としては、①人間ドック、脳ドックの費用助成を行ないます。②③は健康に関する情報を広く周知を行ない個別訪問指導とあわせて疾病予防に努めてまいります。④は特定健診の節目年齢にあたる40、50、60歳の方が無料で受けられるようにして実施率の向上を図ります。

6の広報活動の推進ですが、広く情報提供をしていきたいと考えていますので、①は広報媒体として、国保健康だより、市の広報やホームページを活用していきます。②は、国保税の納付書等に制度の周知等のお知らせを同封しまして周知を図っていきます。③の後期高齢者医療制度の案内についても広域連合と連携し随時広報を行ないたいと考えています。月別広報の予定ですが、ご覧の表のとおり各項目において広報を行なっていきたいと考えています。

7の来年度の会議の予定ですが、今年度と変わりはないですが、4月開催分については、国保税率改正の必要が生じた場合に開催させていただきたくよろしくお願い致します。

続きまして、26年度の事業計画表ですが、先ほど説明したものを時系列にまとめたものです。ジェネリック医薬品差額通知書は、年3回の送付を予定しています。広報活動につきましては、国保健康だよりを年3回予定しています。

つづきまして審議2番の「平成26年度見附市国民健康保険事業特別会計当初予算案について説明します。この予算案は、3月議会に上程させていただきますが、事前に委員の皆様にご説明させていただくものです。

予算規模は、合計額にあります40億6,000万円で前年度比1,600万円増となっています。歳出の6割弱を占めます4番の療養給付費ですが、自然増を考慮しまして前年度比約1.4%増の24億368万円となっています。9番の後期高齢者支援金ですが、前年度比約1,000万円の減少となっています。後期高齢者医療制度への財源の支援になりますが、前々年度の医療費確定分の精算分が入ってきます。24年度において払い過ぎていた分が戻ってくる関係で減少しております。12番の介護納付金ですが、前年度比約1,000万円の減少となっています。介護サービス費は年々増加していますが、こちらも前々年度の費用確定分の精算分が入ってきます。24年度において払い過ぎていた分について戻ってきますのでこれを考慮しますと減少する形となります。

続いて、歳入です。1番の国保税については7,670万円増加の7億9,830万円となっています。これは前年度の25年度では税率改定分を当初予算に反映していないためです。8番の前期高齢者交付金は7,000万円減少しております。これは前々年度の精算によるものです。主には、以上の要因により前年度に比べ1,600万円増加し40億6,000万円の予算となっております。以上で説明を終わります。

岡村会長	只今の説明に対し、質問はございませんか。
田崎委員	国民健康保険制度でこの3月31日に70歳以上の方について4月からの保険証はどうなりますか。
早川係長	70歳以上(1割負担)の方の保険証有効期限は3月31日となっています。理由は4月から制度が変わる可能性があったためです。4月からの保険証は、3月20日頃に郵送予定となっています。
田崎委員	4月1日現在で70歳以上の方が郵送対象ということになりますか。
早川係長	はい。70歳以上の方は1割負担で、その方の負担が上がらないように4月以降も1割の保険証になります。2割負担の方は、4月2日以降で70歳になられる方となります。
田崎委員	4月以降も1割負担の方は、有効期限を3月31日にする必要はなかったのではないか。
早川係長	国の制度では、送付当時は2割になる可能性があったため有効期限を3月31日にして送りました。また新制度が正式に決まったのは最近です。
田崎委員	今の内閣は人気があることで、様々な発想で政策をあげています。例えば生活保護費の減少、介護費負担、消費税8%の増税と家計の負担を多くする。行政から国等へ意見を言っていたきたい。軍事軍備費、公共事業に予算を配分し、病気・介護などの社会福祉に対し冷たい政策に感じる。
早川係長	ご負担が増えれば、生活が苦しくなるので、現行1割の方は上げずに、3割負担の方(69歳)が70歳になる時点で2割となり負担が上がる形にはならないということで配慮しています。
田崎委員	70歳になれば3割から1割負担へ下がるのを期待していたのに、2割負担へ下がるでは期待外れになる。比較すると負担が倍になり不公平だと思う。
細川課長	言われることはわかりました。機会があるとき、国等へ意見を伝えたいと思います。
岡村会長	他にご意見はございますか。
田崎委員	平成26年度見附市国民健康保険事業運営方針の2保険税収納対策⑤収納率数値目標の現年度分96.5%で3.5%ほど納入されてないとのことですが、

	その分が滞納繰越分にあたることになるのでしょうか。
早川係長	現年度からでは 3.5%が未収となるわけですが、翌年度に過去の未収金と合わせり滞納繰越分となります。
田崎委員	毎年 3.5%近くが繰り越されると予測されますが、毎年同一の方が繰り越される傾向なのか。
早川係長	個々のデータを見ないと何とも言えません。
田崎委員	短期証を送付しているのだから把握できるのではないか。
早川係長	短期証につきましては、廃止しています。滞納がある方には、以前は、有効期限が短い3ヶ月証や6ヶ月証の短期証を発行していましたが、現在は滞納の有無にかかわらず通常の保険証を発行しています。
細川課長	滞納整理については、回収できる方に税務課において滞納処分をしています。毎年、同じ方で滞納額が増えている方については、支払い能力が厳しいため 17.2%という数字になっていると考えられます。
本田係長	年度を越して滞納が続く方、新規で滞納が発生する方、また年度を越してから全額完納する方もいます。滞納が継続する方は、家計の収入状況や家庭の生活状況を見ると支払い能力が厳しいです。税務課では、財産調査で財産があるか判定しながら、ある方は滞納処分(差押え)をしています。一時的な方には分割納付にて完納できるよう進めています。他の税と違い国民健康保険税は、毎月納期が来ますので分割納付となりますと単月にまとめて納付してもらわないと完納に追いつかないことが多く、一括納付をするようお願いしています。しかし、財産がなければ支払いようがない方がいますので、その際は逐次対応させていただいています。
田崎委員	市町村国保について、保険者を統一し運営する話はどういう状況か。
早川係長	国の考えとしまして、県単位化をめざしています。時期は未定ですが、小さい自治体ほど財政的に厳しい実態を踏まえ、県単位化で財政的なスケールメリットをもたらすことを考えています。
田崎委員	国の考え方の基礎となるのが、県単位的な後期高齢者医療広域連合がありますが、一方で後期高齢者医療制度をなくす考え方があります。かつて民主党等が後期高齢者医療制度を廃止し、国保に戻す方針案はどうなりましたか。

早川係長	<p>自民党に政権が変わり、後期高齢者医療制度そのものを廃止するのではなく、不都合な部分があれば一部見直しする形となる見込みです。ただ具体案は示されていません。</p>
岡村会長	<p>他にご意見が無いようでございますので、審議事項の 1 番、2 番については原案のとおりで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
岡村会長	<p>ご異議が無いようですので、原案のとおり答申することといたします。それでは「5その他」として、事務局のほうで何かあればお願いします。</p>
早川係長	<p>5の「その他」について説明します。平成 26 年度の国保制度の主な改正について説明します。①の 70～74 歳の被保険者の自己負担割合ですが新しく 70 歳になられる方から 2 割になります。さきほど、お話ししたとおりですが、2 ページをご覧ください。左端にある現状が 25 年度で、見直し案 1 年目が 26 年度となり右端にある法定の形、5 年目になるのが 30 年度になります。</p> <p>②の低所得者に係る保険税軽減の拡充ですが、保険税は定率でいただく部分と定額でいただく部分があり、定額でいただく部分は応益割と言われ所得の額に応じ 7 割・5 割・2 割を軽減しています。今回の改正では、5 割と 2 割の対象世帯の軽減判定所得を緩和するものです。3 ページをご覧ください。グラフがありますが、左側が現行、右側が改正後で、5 割軽減の対象者は、例えば 3 人世帯、給与収入で約 147 万円以下が対象となっていますが、改正後は約 178 万円以下までに拡大されます。同様に 2 割軽減の対象者は、例えば 3 人世帯、給与収入で約 223 万円以下が対象となっていますが、改正後は約 266 万円以下までに拡大されます。</p> <p>③の課税限度額の引き上げですが、保険税の後期支援分と介護分がそれぞれ 2 万円ずつ引き上げ 16 万円、14 万円となります。なお、医療分は 51 万円のまま変更ありません。</p> <p>④の高額療養費の見直しですが、平成 27 年 1 月からの見直しとなります。5 ページをご覧ください。見直しがあるのは、70 歳未満の方の所得区分を 5 区分に細分化し、より負担能力に応じたものとなります。所得要件にあります、70 歳未満、一般の旧ただし書所得が 600 万円以下の区分が、210 万円以下と超に区分され、210 万円以下の方は、限度額およびご負担が少なくなります。上位所得の旧ただし書所得が 600 万円超の区分が、901 万円以下と超に区分され、いずれも限度額およびご負担が増えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

岡村会長	<p>ありがとうございました。只今の説明に対して質問、あるいは、他に委員の皆様から何かございませんか。</p>
田崎委員	<p>70歳以上の2割負担、消費税、軽減の変更と様々で事務は大変でしょうね。ご苦労様です。</p>
早川係長	<p>次回の協議会の予定ですが、税率改正の必要がある場合は、4月下旬から5月中旬頃にかけて開催を考えていますが、必要ない場合は、例年通り8月の開催とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
岡村会長	<p>他に何かございませんでしょうか。他には無いようでございますので、本日の会議をこれで終了します。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">終了 14時20分</p>